

令和6年度 時津町子育て応援住宅支援事業

安心して子育てができる住環境整備を進めるため、
「多子世帯」や「職住近接」・「育住近接」・「3世代（同居・近居を含む。）」
 を目的とした**「中古住宅の取得」や「住宅のリフォーム」**を支援します！

事業の目的

安心して子どもを産み育てることができる
 住まい・居住環境の整備を支援するために、
 中古住宅の取得・リフォームに対して、
 補助金を交付するもの。



対象者

「多子世帯」「職住近接」・「育住近接」（「3世代」同居・近居を含む。）

①「多子世帯」

- (1)同居する18歳未満の子が、3人以上(妊娠中を含む。)の世帯
- (2)同居する18歳未満の子が2人で、3人目の妊娠・出産を希望する世帯



新たに ②「職住近接」 をする世帯

- 18歳未満の子のいる世帯(ひとり親世帯又は共働き世帯)で、
- (1)親(夫婦のいずれか一方)が通う職場に、近接*するために住宅を転居する(した)世帯
 ※近接・・・転居によって、通勤時間が短くなること。
 - (2)転居する(した)住宅に、夫婦のいずれかの職場を設けて居住する世帯

新たに ③「育住近接」 をする世帯

- 小学生以下の子がいる世帯(ひとり親世帯又は共働き世帯)で、保育園・幼稚園・小学校等に近接*した住宅に居住する世帯
 ※近接・・・転居によって、通園・通学時間が短くなること。

④「3世代」

- 小学生以下の子がいる世帯で、新たに3世代で同居又は近居する世帯

子育て世帯

新たに同居又は近居

親等の世帯

小学生以下の子がいる世帯

子育て世帯を支援する世帯
 (子育て世帯の父母、おじおば、祖父母など)

補助金の内容(補助金額)

補助金の対象者	補助金の対象内容 (○のいずれかの内容が対象となります。)	補助金額
「①多子世帯」	○中古住宅を取得 ○中古住宅を取得する際のリフォーム工事	※対象経費の合計に対して 補助率1/5 (上限40万円)
「②職住近接」・「③育住近接」 (「④3世代(同居・近居を含む。)」)	○中古住宅を取得 ○転居(取得・親族の持ち家・相続が対象)する際のリフォーム工事	

※①～④補助金の交付決定後に、中古住宅の取得や改修を行うことが必要となります。(申請前の取得・改修は、対象となりません。)

※①～④リフォーム工事については、長崎県内に本社を有する法人又は長崎県内に住所を有する個人が施工するものに限りです。

※①～④対象となるリフォーム工事の例は、次のとおりです。

- i 間取りの変更等 ii 台所・浴室・トイレ・洗面所等の改修・増設 iii バリアフリー改修 iv 屋根・天井・外壁・床・窓の断熱改修
- v 浄化槽の設置・入れ替え i～vのいずれかの工事で、性能向上に資するものです。

※①～④災害リスクの高いエリア(土砂災害特別警戒区域)内にある住宅は、補助の対象となりません。

※②「職住近接」で、親(夫婦のいずれか一方)の職場を住宅に設ける場合は、職場となる部分の改修工事費も対象となります。

※②～④令和6年4月1日以降に、同居・近居している場合が、補助金の交付対象となります。

※④近居の範囲は、時津町内に居住していることが条件となります。

【お問合せ先】時津町 都市整備課 TEL:095-882-4807